

## 平成23年度地方公共団体との研究会 議事要旨

### <地方公共団体との研究会>

日時：平成24年1月27日（金） 13：30～15：30

場所：山形県庁 第1001会議室

議題：テーマ「公金の債権回収について」

○公金の債権回収

○ノウハウの移転に係る課題に関する情報提供

① 労働者派遣法に関する相談窓口

② 適正な請負に関する取組みモデル

③ 公務員派遣等に係る自治体のニーズに関するアンケート結果 等

出席：山形県、山形市、米沢市、東根市、川西町

和田 明子 専門委員、佐藤 徹 専門委員

### <開会挨拶>

内閣府より開会にあたり、以下のとおり研究会の趣旨等を説明。

- 内閣府は、以前から地方公共団体の実務担当者との意見交換等を続けており、広く民間開放に当たっての諸課題等を整理・検討してきた。また、地方公共団体の取組みを支援することも行っている。
- 国の行政刷新会議の下に公共サービス改革分科会があり、昨年4月に公共サービス改革プログラムが公表された。そのプログラムの中に、地域の公共サービスにおける民間との連携について、民間委託が可能な業務の拡大についての検討が示されており、その一例として公金に関する債権回収業務が挙げられている。このプログラムの内容を踏まえ、公金の債権回収業務、労働者派遣、公務員の派遣に関する情報提供をさせて頂く。本日配布している資料は内閣府が検討してきたものであり、本日の研究会で御意見等を頂き、更に検討を進めていきたいと考えている。
- 地方公共団体との研究会については、昨年、公金の債権回収業務をテーマに東京で第22回研究会を開催しており、第23回研究会は今回山形県で開催させて頂き、この後、福岡県、三重県の津市での開催を予定している。
- 本日は、内閣府の地方公共サービス小委員会の専門委員の2名の委員にも出席して頂いている。
- 今回の研究会開催に当たっての山形県庁の協力に感謝したい。
- 本日の研究会は公開とさせて頂き、後日、内閣府のホームページでも掲載をする予定。

佐藤専門委員（高崎経済大学地域政策学部大学院地域政策学科准教授）から以下挨拶。

○地域政策学部というところで教壇に立っており、自治体の行政や自治体の政策と非常に近い分野で研究している。専門は行政学や公共政策学であり、政策評価や住民参加や共同について関心がある。最近の研究テーマは、政策の優先順位づけと住民参加。

○これまでこの研究会は地方公共団体の関係者に参加頂き、当初は、いわゆる市場化テストを中心に、幅広く民間委託についても事例を研究するという事で知見を提供しつつ意見交換をしてきた。本日のテーマも、多くの自治体にとって共通の課題である公金の債権回収ということで、非常に堅苦しいかもしれないが、自由に意見交換して頂けるとありがたい。

和田専門委員（東北公益文科大学公益学部准教授）から以下挨拶。

○もともとは私も地方公務員で、東京の方で職員をやっており、その後ニュージーランドの大学院に行政改革の勉強をして帰国したところ、たまたま山形で就職させて頂くことになった。行政改革全般に関心を持っている。ただ、ニュージーランドの研究ばかりであったので、日本の行政については帰国後、山形県内の様々な仕事をさせて頂きながら、一緒に勉強している状態。

○今日の研究会はとてもいい機会。この内閣府の研究会は東京でやる时候にも本当に全国から自治体の職員が集まって、ハイレベルな勉強会をしている。今回、山形県で開催となったので、もし関心あれば東京の方の研究会にも参加して一緒に勉強できればと思う。鶴岡市に東北公益文科大学の大学院があり、自治体職員が通っている。地元にも様々な機会あるので、一緒に勉強をしていい形に持っていければと思う。

## <議題1 公金の債権回収>

内閣府より配布資料「公金の債権回収業務 ～官民連携に向けて～」について以下説明。

○一昨年9月に行政刷新会議の下に公共サービス改革分科会が設置され、約半年の議論を踏まえ、公共サービス改革プログラムが提起された。このプログラムの中には地方公共団体のことについても言及があり、地方公共団体の「公金の債権回収」について民間との連携における課題が提示された。それを受け、公金の債権回収等について、内閣府が各自治体や関係団体のヒアリングを踏まえ、一定の整理をしてきた。

本日配布している資料「公金の債権回収業務～官民連携に向けて～」は案という状況ではあるが、後日公表する予定。

○本日は45ページの図を理解して頂くということを一つのゴールとしている。地方公共団体の職員は税の部署であれば回収ノウハウがあり、関係法令も理解しているが、公立病院未収金や公営住宅の滞納家賃等の他の債権の回収では税の知識がすべて使える訳ではない。よって、それぞれの債権という視点ではなくて、一番上位概念である公金の債権というところから全体像を整理していくことが、その債権回収業務を進めていく上

で必要。

○3 ページでは、第1章として、「経緯・目的等」を説明している。「公共サービス改革基本方針」（平成22年7月閣議決定）の中で、より幅広い公共サービス改革については行政刷新会議等との関連を深めて政府内で対応を進めていくことが記述されている。

○4 ページでは、上述の閣議決定を受けて、平成22年9月に行政刷新会議の下に公共サービス改革分科会を設置し、平成23年4月に「公共サービス改革プログラム」の公表した旨説明している。

○5 ページでは、プログラムでは民間の連携の一例として公金に関する債権回収業務は民間との連携ができるのではないかという課題が提議されている旨説明している。

これを受け、内閣府は平成23年4月から関係者へのヒアリングや先進的な取組みの団体、都道府県・政令指定都市へのアンケートを実施し、さらに日本弁護士連合会、日本司法書士連合会、全国サービサー協会等とも意見交換を実施した。この結果、債権回収分野に関する官民連携の全般的な整理・分析がされていない、公金という一番大きな概念に従って整理している文献等が存在していないということが分かり、そこを最初に整理する必要があるとの認識に至った。

○7・8 ページでは、この手引きでは、公金の債権回収業務に関する官民連携について、全般的な整理・分析すること、そして、具体的な内容をまとめることで地域の公共サービス改革につなげていくものであり、官民連携の参考書という位置づけであることを明記している。最初に官民連携の全体像をこの手引きで提示し、それを参考に公務員自らやるのか、民間委託をするのか、各自治体が判断することを期待している。

○第2章では用語や制度等の現状整理を行う。

用語の定義については以下のとおり。

「公金」とは地方体自治体が実質的に所有している金銭。

「債権」については地方自治法に根拠があり、自治体の管理している金銭債権。

「債権回収業務」については、実は法令上定義は存在しない。よって、この手引きでは、納期限までに完納されず滞納が発生している場合、収納によって債権の消滅が図られる業務というものを、債権回収業務と定義。実際には、収納によらずに債権が消滅していく事例、例えば免除や債権放棄、履行延期の特約等がある。ただし、公共サービス改革という趣旨で議論しており、債権回収の一つの目的としては、財源の確保であることから、債権回収業務の定義を「収納により」というところに限定をした。

○11 ページでは、「督促」と「催告」という用語の定義について説明している。

「督促」と「催告」に共通して言えることは、相手に履行を促していく行為であり、債権回収業務では、支払いを促していく行為。「督促」「催告」、両方とも同じような意

味として使われている。ただし、「督促」は、地方自治法上に規定がされている言葉であり、納期限までに納付しないものがあるときに、期限を指定して納付を促していく行為。一方、「催告」は民法で使われている言葉で、一般的に義務の履行を促していく行為。債権回収業務では「催告」は納付の請求をしていくということと同じ意味として整理した。さらに「督促」については、例えば税であれば徴税吏員が行わなければならないということで、行為の主体が限定されている。公務員でなければ行えないため、民間委託はできない。「督促」は公務権力の行使というものに当たる。一方、「催告」の納付の履行を促していく請求行為というのは、それ自体は公権力の行使には該当しない。

- 12 ページ、13 ページでは、「滞納処分」「強制徴収」「強制執行」、「自力執行権」という用語の定義について説明している。

「滞納処分」とは差し押さえや換価などのように強制力によって徴収を図っていくもの。根拠としては国税徴収法という法律の中に規定されている。

「強制徴収」とは地方自治法で地方税の滞納処分の例によって処分していくこととされており、その権限が公務員に与えられているので、裁判所を経由しなくても差し押さえ等ができる。

「強制執行」とは裁判所が債権者である自治体の申し立てによって、請求権の目的である給付を強制的に実現させるということであり、一般の会社等が行うような債権回収と同じように、司法の力に基づいて権利を強制的に実現させていくということ。

「自力執行権」は債務不履行があった場合、債権者がみずから強制手段によって履行があったことと同一の結果を実現させる権限。

- 14 ページでは、地方公共団体の債権を区分するためにこの「自力執行権」の有無で債権というのは大きく2つに区分。法令上に「国税滞納処分の例による」などの規定がある債権が、自力執行権がある債権。例えば、地方税、保育所の保育費用等。一方、自力執行権がない債権は法令上何も書いていない債権。例えば公営住宅の家賃、病院の債権、水道料金、給食費等。

- 15 ページでは、公金の滞納状況を説明している。

- 16 ページでは、公金回収業務を取り巻く環境について説明している。

「公務員の数」については、これは地方公務員の数、そして、税務に携わる職員の数についても同じように減少している。

「知識・ノウハウの集積」については、自治体の場合には基本的に数年単位での人事異動が繰り返されてきており、債権回収業務は法令知識、具体的な手続のノウハウの習得などに時間がかかるので、これを集積していくことではなかなか容易ではない。

「地縁的なつながり」については、人口規模が小さな団体では、滞納が発生してしまうと徴収業務で毅然とした対応でアプローチしていくというのがなかなか難しい。この場

合は滞納整理機構の中で共同処理をしていきながら進めることで効果が上がっていることから伺える。

○17ページから29ページまで、関係法令の整理を説明している。

地方自治法では、例えば団体の長がとらなければならない内容や、団体の長がすることができる内容、ということが整理されている。なお、国では「国の債権の管理等に関する法律」がある。

○18ページでは、地方自治法の補足として、公金の債権回収業務を怠る事実がある場合には、住民監査請求の対象になることを説明している。

○19ページでは、地方税法と国税徴収法について説明している。地方税法は地方税について事細かに規定されているもの。ただし、滞納処分等の手続については、地方税法第68条等に規定されている様に、国税徴収法に規定する滞納処分の例によって地方税も処理する旨規定をされている。国税徴収法については滞納処分が書かれている第5章、第6章が重要。

○20ページでは、民事執行法について説明している。

自力執行権がない債権を扱う場合には裁判所を経由するため、民事執行法も理解する必要がある。

○21ページでは、「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律」と「個人情報保護法」について説明している。「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律」は滞納処分と強制執行のバッティングした場合にどういう手続になるかというのを示している。「個人情報保護法」については、個人情報保護の理念、そして地方公共団体、国等の責務を規定しており、ここには具体的な項目は書かれていない。いわゆる精神が書かれており、これを受けて、自治体はそれぞれの個人情報保護条例を制定し、その取扱いについて自ら規定している。債権回収業務では個人情報についても取り扱う部分があり、個人情報保護条例、個人情報保護法について理解することが求められる。

○22ページでは、弁護士法を説明している。弁護士法は公金の官民連携を議論する上では欠かせない部分。弁護士法第72条では弁護士でない者が、報酬を得る目的で、他人の法律事件に関して法律事務を取り扱ってはいけないということが書いてあり、法律事件とは権利義務に関して争いがある場合、例えば市民が税金の滞納があつて、「払わない」と言った場合、既に紛争が生じているため、この時点で法律事件とされる。そして法律事務とは権利行使を行っていく行為であり、例えば納付の請求についても法律事務に該当する。最高裁の判例では、社会不安を招かないよう、法律の知識のある弁護士にその業務を限定し、弁護士でない者はこういった業務はできないと制約をかけているのが第72条の制定趣旨とされている。一方、弁護士法第72条は自らの権利を実行するために納付の請求を行うことは抵触しないため、地方公共団体自らの債権を公務員が権

利行使をしていくことは制約にはならない。しかしながら、業務委託等を考えていく場合には、受託者は他人の債権を扱うことになるので、弁護士法第72条は非常に重要な法令となる。

- 24ページでは、司法書士法を説明している。司法書士の中で法務大臣の認定を受けた者は「認定司法書士」となり、簡易裁判所で扱う事件であればその代理等を行うことができる。簡易裁判所は訴額140万円以下の事件を対象としているので、認定司法書士でも弁護士と同じ法律業務を行うことができる。
- 25ページでは、サービサー法を説明している。サービサーは他人の債権を買い取って、自ら債権を回収していく等の行為ができる民間企業。弁護士法第73条では他人の債権を買い取ってはいけないとされており、サービサーは弁護士法上で規制されていたが、銀行の不良債権処理のために弁護士法の特例として、サービサー法が成立した。サービサーは、弁護士法第72条が弁護士以外の者に禁止している業務のうち、特定金銭債権の管理等について可能とすると法律上規定されている。特定金銭債権については26ページの図を参照。自治体が有している、もしくは有していた貸付債権は特定金銭債権となり、いわゆる不良債権と同じ扱いができる。例えば住宅資金等貸付金、母子寡婦貸付金、奨学金が該当。
- 27ページ、28ページについては、サービサーの債権回収業と兼業業務を説明している。自治体の持っている債権のほとんどは貸付金ではなく、特定金銭債権ではない。特定金銭債権ではない債権については、弁護士法第72条の制約により一般事業者と同じ振る舞いしかできない。サービサーの特定金銭債権以外の業務は「兼業業務」とされており、28ページでは21年度にあった「兼業業務」についての法務省からの業務改善命令の状況を掲載している。
- 29ページでは、公共サービス改革法の特例について説明している。市場化テストの対象となった国民年金保険料収納業務については弁護士法第72条を適用除外という法の特例がある。
- 30ページ、31ページは、公共サービス改革法における委員会での議論の経緯。
- 32ページから37ページは、各省からの債権回収業務の民間委託に関する通知の状況を示したもの。
- 38ページでは、公金の債権回収業務の解決の方法の考え方を提示した。
  - － 公金の債権回収業務の流れを整理。
  - － 業務の担い手となり得る者を整理
  - － 上述の整理した内容から公金の債権回収業務における官民連携の案を提示
- 39ページでは、業務の流れを整理。図の青色は地方税等の自力執行権がある債権を示している。一方、緑色は病院債権や家賃債権等の自力執行権がない債権を示している。

左から右にいくに従って色が濃くなっており、督促、催告等を行っていくと紛争性が顕在化してくることを示している。業務のフローとして、滞納が発生した後に公務員のみが行い得る行為である「督促」があるが、「督促」の前後で「自主的納付の呼びかけ」が考えられる。督促とは違い、特に公務員に限定されているものではなく、コールセンター等を設けて案内をすることが業務のフローとしては考えられる。

その後、「催告」という請求行為に入ってくるため、法律事務に該当するため弁護士法第72条に抵触しないよう留意が必要。

「納付相談」とは、主に面談により納付計画の作成等を支援し、納付の履行を促していく行為であり、同様に弁護士法第72条に抵触しないよう留意が必要。

6a、7a、6b、7bについては、aは自力執行権がある債権の流れ、bは自力執行権が無い債権の流れを示す。

6aの「財産調査」については、徴税吏員等が質問検査権等を行いつつ、滞納処分をしていくための財産調査をしていく部分であり、強制力を持っているため、公務員のみが行い得る行為。

7aの「強制徴収」については、強制力を持って差し押さえをしていくところであり、公務員のみが行える行為。

6bの「訴訟」については、自力執行権がない債権については財産調査の権限が無いので、「訴訟」、債務名義を取りにいくという段階。訴訟そのものは公務員が行っていく行為であるが、弁護士等への代理は可能。

7bの「強制執行」については、訴訟で債務名義を取った後、裁判所に申し立てをして実施する。強制執行そのもの自体は公務員のみが行い得る行為であるが、代理として弁護士等が行っていくことは可能。

○ 4 2 ページから 4 4 ページでは、担い手となり得る者について説明している。

公務員は、すべての業務を担当し得る存在。ただし、非常勤の公務員は公権力の行使そのものには携われない。民間事業者を区分毎に整理すると弁護士、認定司法書士、サービサーが法律事務を扱うことができる。弁護士は納付請求や納付相談等の法律事務ができる。認定司法書士は訴額 140 万円以下の債権であれば、法律事務ができる。サービサーは特定金銭債権であれば、いわゆる不良債権と同じような扱いができる。

○ 4 5 ページでは公金の債権回収業務の官民連携の案を提示している。

まず、すべての業務について、公務員が実施できるものである。ただし、公権力の行使そのものについては、非常勤の公務員は除外される。

① 「自主的納付の呼びかけ」は民間事業者も実施できる。公権力の行使ではない。

ただし、事件性や紛争性が生じてきた場合は、一般民間事業者は適切に発注者である自治体に引き継ぐ必要がある。

②「督促」は、公権力の行使であり、公務員だけができる。

③督促の後の「自主的納付の呼びかけ」は、民間事業者もできるが、かなり多くが事件性・紛争性が顕在化してくるため、業務の範囲としては小さくなると想定される。

④「催告」、⑤「納付の相談」は、相手に納付の履行を促していく業務であり、弁護士法の抵触が無いように実施する必要がある。したがって、民間事業者としては弁護士、認定司法書士、サービサーが実施可能であり、認定司法書士は訴額 140 万円以内。サービサーは特定金銭債権に限ってできる。

6a「財産調査」、7a「強制徴収」は公権力の行使であるため、公務員だけができる。

6b「訴訟」、7b「強制執行」は、業務は公務員が行うものであるが、代理等は弁護士等が行うことができる。

○48 ページ、49 ページで債権回収業務の留意点について説明している。

特段の理由なく債権回収業務を実施しないということは、著しく公平性を欠くものとなることに留意。債権回収業務についての福祉的な観点からの配慮から、聴取の猶予、履行延期の特約等の措置が法令上も定義されており、適用についての判断が必要。

○50 ページでは今後の課題を説明している。

課題としては、公務員の問題可決能力の向上、業務委託の仕組みの標準化、地方税以外の共同処理の検証が挙げられる。

○51 ページでは、以下総括。

- － 今回の手引きでは債権回収業務について、「滞納が発生している債権に対して行われる業務のうち、収納によって債権消滅が図られるもの」と定義
- － 今までの経緯等を整理し、実施可能な官民連携の案を提示
- － 債権回収業務の委託等の事例について、フィードバックを期待

## <議題2 ノウハウの移転に係る課題に関する情報提供>

内閣府より以下説明。

○議題2のノウハウの移転に係る課題の情報提供として、労働者派遣と公務員の派遣等に係るアンケート結果を報告する。公共サービスの提供を担う民間事業者を育成するため、行政が持っているノウハウを円滑に移転することが必要であるが、ノウハウの移転には様々な制度面での制約が存在する。

- － 多くの地方公共団体で民間委託が進められており、直接受託事業者の労働者を指揮命令することで、いわゆる「偽装請負」であるとして、都道府県の労働局から指導を受ける例がある。

- － 地方公務員を受託事業者に派遣し、直接業務のノウハウを移転したいが、法制上できない。

#### <① 労働者派遣法に関する相談窓口、②適正な請負に関する取組みモデル>

内閣府より以下説明。

○「偽装請負」については、内閣府において全国の都道府県、政令指定都市などに110団体を対象にアンケートを行った結果、

- － 「請負契約でも指揮命令をしたいが、指揮命令ができる範囲が明確でないのでは」
- － 「公平性、公正性を保つために指揮命令を指導が必要となる場合が多いので、行政だけは、請負でも指揮命令をさせていただけないか」

という労働者派遣の制度の緩和を求める意見があった。一方で、偽装請負に関する疑義応答集を踏まえ、適正な委託事業を実施すれば問題はないという以下のような意見もあった。

- － 「委託も偽装請負と指摘されるような対応を取らなければ、委託事業者が適正に行えない業務は委託すべきではないのでは」
- － 「指摘されるのは地方公共団体の運用に問題があるのでは」

○内閣府でヒアリング等を実施したところ、以下の様な仕様書に問題があり、適正な請負事業を実施していない自治体等があること、また、労働者派遣制度について理解できていない自治体が多数あることが確認された。

- － 委託する業務の範囲が明確でないために、結果として指揮命令が発生している
- － 直接雇用のときと同じで、仕様書で業務委託しているために結果として指揮命令が発生している

○上述のアンケートやヒアリング結果から、労働者派遣法に抵触しない請負事業の在り方について周知するとともに、効果的な請負事業の事例紹介を行い、すべての地方公共団体で適正な請負事業を実施できるようにすることが必要との観点から、配布資料「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」を作成。

内閣府より配布資料「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」について以下説明。

○1ページについては、労働者派遣法上遵守すべき項目と請負業務との関係を記述。

- － 労働者派遣法の労働者派遣の受入期間は原則として1年
- － 窓口業務等継続して実施する業務は、労働者派遣にはなじまない

○ 2 ページについては、図 1 で労働者派遣事業についての流れと請負事業の流れを整理。

- － 請負事業は、自治体から直接労働者に指揮命令関係ができない

○ 3 ページについては、偽装請負とならずに効率的に業務委託を行うための留意を記述。

○ 4 ページについては、図 1 で説明したものを詳しいフロー図（図 3）として記述。

- － 民間事業者は契約書・仕様書等に基づいて、自治体から独立して業務を実施

○ 6 ページから 11 ページについては、効率的な取組みモデルについて記述。

○ 手引きの最後のページに「労働者派遣法に関する相談窓口について」（資料 3）を添付。

- － 新たに自治体で請負契約を実施する際に、適正な請負なのか、偽装請負に該当するのか、判断に迷った際は都道府県の労働局に御相談をして頂きたい。

## <② 公務員派遣等に係る自治体のニーズに関するアンケート結果>

内閣府より配布資料「行政が持つノウハウの効果的な移転について－公務員の民間派遣等に係るアンケート結果報告－」について以下説明。

○ 3 ページから 4 ページについては、公務員派遣についてのアンケートの結果を記述。

○ 5 ページ、6 ページについては、ノウハウを移転するために職員を委託先である民間事業者に派遣する必要性についての回答結果を記述。

- － 「必要性なし」が 54 団体
- － 「必要性あり」が 12 団体

○ 9 ページについては、「必要性あり」と回答した場合の理由を記述。

○ 11 ページについては、「必要性なし」と回答した場合の理由を記述。

○ 12 ページについては、アンケートの総括を記述。概ね 8 割程度の団体が派遣の必要性を感じていないという結果であった。業務委託にあたって行政のノウハウを移転する手法としては、引継期間の長期化や研修・説明会等の開催等により対応が可能のため。業務の引き継ぎにおける工夫としては以下の取組みが確認された。

- － 引継期間の確保
- － 引継期間に、委託先の従業員が研修の一環として、実際に業務に携わってもらう
- － ノウハウを移転する期間として労働者派遣契約により民間事業者を受け入れ、移転期間終了後は請負契約を締結

○ 13 ページについては、ノウハウを移転する期間として労働者派遣契約を結び、ノウハウの移転が完了した後に請負契約を締結するという方法を参考として挙げている。

○ ノウハウの移転のためにどうしても民間事業者への職員の派遣が必要であるという状況

があれば、今後、内閣府に御意見等を寄せて欲しい。

### <意見交換>

○山形県 偽装請負の件で、多くの地方公共団体で民間委託の関係で労働局から指導を受ける例が見られるということだが、具体的にどの様な事例で指導を受けるのか。

○宮本参事官補佐 手引きの6ページで「効率的な取組みモデルの紹介」として、学校給食業務、用務員業務、雇用者の管理、運行管理業務などを挙げている。これらは適正に実施をしている範囲でのモデルを提示しているが、この様な業務であってもやり方が違えば、法に抵触するという指摘を受けている事例も聞いている。よって、この業務ではできる、できないということより、そのやり方によって指摘を受ける事例があるということ。

○山形県 指摘を受ける場合、実際に働いている者が労働局に密告して明らかになるのか。

○宮本参事官補佐 実態上はいろんなパターンがあると思われる。労働法制上は勿論、そこで働いている者による告発ということになる。関係者以外の者は原告適格がないことになる。しかし、関係者以外の者が指摘をして、それが実体として労働者の安全を脅かすものであれば調査などはあるのかもしれない。

○山形県 例えば清掃部門では、「フロアが汚れているから拭いてきてください」という状況が結構あると思われる。私的に言えば、近くにいる清掃業務の方をお願いしたいのであるが、厳密にはそれもできないのか。

○宮本参事官補佐 どの様な仕様により契約を締結しているかによるとと思われる。例えば、そういったことを全く仕様に示さないままで、「でも、ちょっとやっぱり汚れてるよね」「ちょっとお願い」という依頼をすることは、これは恐らく業務契約上、逸脱している部分が出てくる可能性がある。他方、仕様の中で、こういうことをしてくださいということ盛り込んでおき、それを踏まえた上で業務を実施し、それが履行されていない場合については、契約の不履行に該当する可能性があるので、「ここの業務ができていないのではないですか」と履行確認として指摘をすることは、ただちに偽装請負にあたるということではないであろうと推察。判断に迷う場合は、具体的に労働局と御相談をして頂きたい。

○佐藤専門委員 先ほど、労働基準監督署からの勧告の件で、過去のこの研究会で、地方公共団体の方々から事例報告をして頂いて、そのディスカッションの中で、その様な具

体例が出ていたと思う。

○宮本参事官補佐 具体的な事例では学校のALTで指摘がされている。その事例については、この研究会のホームページ上でも公表している。

○佐藤専門委員 過去の研究会の議事録がホームページに公表されており、この事例について読み取れる部分あるかと思う。

○和田専門委員 それぞれの市町村の、また県の実情等をお話し頂けるとこの研究会を山形県で開催した意味があるのではないか。

○山形県 本県の場合、いわゆる今回のテーマだった債権滞納額は平成22年度決算で45億6,000万円、22年度末でそれくらいある。これは県税込みの額であり、6割近くが県税で、あと残りが医業未収金や貸付金等となっている。民間に委託しているのは、県立病院の医業未収金の回収業務だけで、あとは全部県職員が回収にあっている。他の県も結構、民間委託をしているようであるが、実際に他の都道府県で調査している一覧表をみると特定の業者しか請負っていない様な感じであり、他の事業者にも参加して頂ければ、相当市場原理が働いて良い形になるのかなと思う。しかし、山形県のような債権額の規模の小さいところでは、民間業者にとってうまみが無いのではないかという気がしている。所管が違うとは思いますが、生活保護の返還金については、なぜ自立執行権がないのか。できれば自立執行権を設定して頂ければありがたい。生活保護には不正受給という問題があり、不正受給者に対して、なぜ直接徴収できないのか、疑問がある。機会があれば関係省庁に要望をして頂きたい。

○米沢市 公金の債権回収業務の手引きの45ページのイメージ図について。地方税は納金期限が来てから「督促」は一般的には20日間に以内に行うことが決まっている。その「督促」を行う前の20日間の中で民間業者に「自主的納付の呼びかけ」をやらせるのは、時間の関係から無理がある。実際には「督促」を出してから自主的納付に移行していくのであり、米沢市では「督促」の後、囑託の職員で自主的納付の呼びかけの作業を実施している。ただ、最近の大きな行政のあり方の傾向では、従来は「自主的納付の呼びかけ」とか、納税折衝という自主的納付を促す活動が行われてきたが、最近は、法令順守という観点から「督促」を出した段階で、当然徴収しなければという強制徴収を積極的にやっていく傾向にあり、ますます収納部分だけをする部分が無くなっていくと感じている。税を取り巻く環境としてはその様なことを感じている。  
税以外の部分では、米沢市は医療費の回収については、診療した後にお金を払わないのであれば処方箋を出さないという措置を採っている。

○米沢市 「自主的納付の呼びかけ」については、行財政改革を進める部署として、地方税の収納を強化するため、検討はしていた。宮城県の多賀城市では「自主的納付の呼びかけ」の業務についてアウトソーシングしていたと思う。その後、いろいろ自治体の事例を調べたが、「自主的納付の呼びかけ」のアウトソーシングが進んでいないのは、どの程度効果があるのかという観点で明確になっていないので、あまり普及していないのではないかと考えている。「自主的納付の呼びかけ」業務のアウトソーシングが普及されていない理由を分析していただければ教えてほしい。

○宮本参事官補佐 1点目、「自主的納付の呼びかけ」のエリアがどうも余りないのではないかという指摘については、地方税であれば「督促」を行う期限が法令上決まっているが、その他の自力執行権では実は期限が定まっていないので、自治体の方で「督促」をいつまでにやるのだということを、内部的に決めておくことになる。期間が長ければ「自主的納付呼びかけ」を行う可能性もあるが、勿論これはやらなければいけない業務ではないので、督促の前段階の「自主的納付の呼びかけ」をやらないことは全く問題がない。例えば自主的な納付の呼びかけだとか、催告だとか、あとは督促についても、自治体の任意で期限が定められるときに、それぞれの債権ごとに督促をかけるのではなくて、全部まとめて督促をかけるという検討をしている自治体も出てきている。これも一つ参考になるかと思う。

2点目、民間を活用した納付の呼びかけが広がっていないのではないかという指摘については、最初に堺市がサービサーを使った納付の呼びかけを始めて、そこでかなり効果があった。その後、少しずつ全国に広がってきたが、費用対効果の分析が非常に難しい。自主的な納付の呼びかけをやったから払ってくれたのか、やらなくても払ってくれたのか。いわゆる潜在的な納付者だったのかどうかの見極めというのができない状況。ある市では、納付の呼びかけをして3か月以内に納付があったら、それは効果があった金額としてみなそうというルールづくりをしているが、これが正解とは言い切れない。議会等から、その業務を委託している経費と入ってきた納税額、これがどうなのかというような質問がされていると聞いている。しかし、自主的な納付の呼びかけ業務を民間委託することで、その業務を担当していた職員を強制徴収業務に配置できたという話も聞いているので、民間に委託する意義はあったと聞いている。

○山形市 債権回収業務の手引き73ページに参考事例として北九州市が掲載されており、自力執行権を有する債権の滞納者の個人情報の情報共有をしている様子。債務者情報共有については、どの範囲まで可能か。

○宮本参事官補佐 北九州市については、自力執行権を有する債権の滞納者の情報、また、

市税部署で知り得た情報についても共有をしている。総務省の19年3月27日の通知の中で、自力執行権を有する債権については質問検査権についても付与されており、秘密状態ではないので共有することは差し支えないことが示されている。一方、手引きの63ページに掲載している秦野市の事例では、いわゆる自力執行権を有しない債権についても、預貯金、生命保険の情報、これはいわゆる市税部門で得た情報を共有している。秦野市では債権管理条例を設けており、その中で情報の相互利用を規定している。例えば病院の診療債権等の自力執行権がない債権に滞納があり、かつ市税でも滞納があった場合は、市税部門で知り得た情報を共有できるという規定を設けている。本件については、東京で開催された前回の地方公共団体の研究会で秦野市の担当からプレゼンがあった。プレゼン資料等も研究会のホームページで公開をしている。更に74ページの福岡県嘉麻市についても、秦野市と同様に条例上に情報共有をしていく規定を設けており、全ての情報を自力執行権のありなしにかかわらず、共有している。ただし、条例上であらゆるセーフティーネットを設定しており、情報を共有した場合には後々個人情報保護審査会にかけなければいけない等、守秘義務・個人情報保護に配慮し、みだりに情報を使っているという枠組みではない。

○東根市 債権回収業務は弁護士に委託すると非常に効果はあると思う。市の名前で出すのと弁護士の名前で出すのでは、債務者の受け取り方が非常に違うと思う。その一方で、その費用対効果が非常に気になるので、そういうところも検討しながら、各自治体で判断していくのだろう。この様な手引きを出して、できること、困難なことを示して頂いたのは非常にありがたい。

○宮本参事官補佐 参考までに手引きの59ページには日本で初めて弁護士と組んで債権回収を委託している事例である東京都江戸川区の事例を掲載している。1件3万5000円で催告から訴訟まで全部込みでやる契約をしている。今までの弁護士報酬に比べると非常にリーズナブルな契約であり、債権の額によってはかなりメリットがあると思われる。しかも、今まで職員では対応できなかった困難案件の処理が進んでおり、こういった事例があるということで金額も掲載しているので、是非、今後参考にさせていただければと思う。

○川西町 川西町は1万7000人程の人口で、いわゆる人口規模が小さい自治体において、個別にいろいろな仕組みをつくって取り組むことは、困難。滞納整理機構という全県的仕組みというやり方が広がっているという説明もあったが、ある自治体の集合体の中で公務の執行が行われる仕組みをやはりつくっていくということが、大きな課題ではないか。手引きの53ページには茨城県租税債権管理機構の事例が掲載されているが、この辺の全体的な取組みとしてはどの程度の広がっているのか。

○宮本参事官補佐 総務省で公表しているが、恐らく、20団体程度はこの様な共同処理をしている。債権共同処理の最初の事例がこの茨城県租税債権管理機構。その後、静岡県等、北海道では道ではなくて地域で、ブロックで共同処理をしている事例がある。全国的にはその共同処理のメリットというのはやはりあるものと思われる。特に地方税については、市町村税と府県税との連携が深く、税法の中でもそもそも協力体制という規定もあるので、共同処理というのが進んできていると考えている。ただ、地方税以外の債権については、もともとの連携の法的枠組みがなく、更に県と市町村が組むことで相互にメリットがある債権というのがなかなかない。市町村はメリットあるけど県はただ職員を出さなければいけないだけだとか、その様な構造ではなかなかワークしないのだと思われる。しかしながら、共同処理というのは今後あるべき姿の1つだと考えており、こういった形でできるか分からないが、こうした事例をフォローアップしていきたい。

(文責 内閣府 公共サービス改革推進室)